

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成24年度、農業以外）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.7E+3	3.3E+3	6,041.5	6,041.5
12	千葉県					5.1E+0		5.1	5.1
13	東京都								
14	神奈川県					1.6E+0	7.2E+1	73.6	73.6
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					1.5E+0	5.9E+0	7.4	7.4
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県					2.8E+2	1.6E+3	1,907.9	1,907.9
26	京都府								
27	大阪府		2.2E+1		22.0	2.3E+1	1.0E+1	33.5	55.5
28	兵庫県						5.0E-1	0.5	0.5
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						3.3E+3	3,300.0	3,300.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			2.2E+1		22.0	3.0E+3	8.3E+3	11,369.5	11,391.5

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。